

県南広域振興局長告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一関東部土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年10月28日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

1 就任

理事

小 松 豊 吉 一関市室根町折壁字中里117番地2

2 退任

理事

小 山 浩 一関市室根町折壁字宝下138番地2